

介護老人保健施設もも太郎 ショートステイ利用料金表(1日計算)

令和元年10月1日～

※下記の表は、基本サービス費や食費、居住費の他、基本的な加算や日用品費を含んだ1日分の金額になります。

【一般棟】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	1,140	1,305	1,369	1,420	1,485	1,539	1,595
第1段階	1,600	1,765	1,829	1,880	1,945	1,999	2,055
第2段階	1,860	2,025	2,089	2,140	2,205	2,259	2,315
第3段階	2,602	2,767	2,831	2,882	2,947	3,001	3,057
個室	1,596	1,745	1,780	1,829	1,895	1,950	2,004
第1段階	1,686	1,835	1,870	1,919	1,985	2,040	2,094
第2段階	2,766	2,915	2,950	2,999	3,065	3,120	3,174
第3段階	3,866	4,015	4,050	4,099	4,165	4,220	4,274

【認知症専門棟】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	1,221	1,385	1,450	1,501	1,566	1,619	1,676
第1段階	1,681	1,845	1,910	1,961	2,026	2,079	2,136
第2段階	1,941	2,105	2,170	2,221	2,286	2,339	2,396
第3段階	2,683	2,847	2,912	2,963	3,028	3,081	3,138

・上記の料金は、施設サービス費、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、夜勤職員配置加算、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)、日用品費、居住費、食費を合計したものです。【認知症専門棟】の料金はさらに認知症ケア加算が含まれています。

・ほかに、療養食加算、個別リハビリテーション実施加算、送迎加算など個別にかかる加算や、クリーニングを業者に依頼した場合、お部屋にテレビを設置した場合、冷蔵庫を使用した場合は別料金となります。詳しくは、支援相談員までお問い合わせください。

# 介護老人保健施設もも太郎 ショートステイ利用料金表 内訳

令和元年10月1日～

## 【一般棟】

多床室	要介護度	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(I)	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)
	要支援1	613	18	24	34
	要支援2	768			
	要介護1	829			
	要介護2	877			
	要介護3	938			
	要介護4	989			
	要介護5	1,042			

個室	要介護度	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(I)	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)
	要支援1	580	18	24	34
	要支援2	721			
	要介護1	755			
	要介護2	801			
	要介護3	862			
	要介護4	914			
	要介護5	965			

## 【認知症専門棟】

多床室	要介護度	施設サービス費	認知症ケア加算	サービス提供体制強化加算(I)	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)
	要支援1	613	76	18	24	34
	要支援2	768				
	要介護1	829				
	要介護2	877				
	要介護3	938				
	要介護4	989				
	要介護5	1,042				

※(介護職員処遇改善加算 I)施設サービス費と各種加算より算定した金額の合計×3.9%の金額

※(介護職員等特定処遇改善加算 I)施設サービス費と各種加算より算定した金額の合計×2.1%の金額

## 【食費・居住費】

	食費	居住費(多床室)	居住費(個室)
第1段階	300	0	490
第2段階	390	370	490
第3段階	650	370	1,310
第4段階	朝364、昼504、夕524	377	1,668

## 【その他】

日用品費	110
テレビ使用料	32
冷蔵庫使用料	108

## 【各種加算】

療養食加算	8 (1食あたり)	医師の指示に基づいて療養食を提供した場合 療養食・・・医師の発行する食事箋に基づいて提供された糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な検査食
個別リハビリテーション実施加算	240	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合
送迎加算	片道184 往復368	居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行った場合

※上記以外にも、各種加算サービスがございます。詳しくは、支援相談員までお問い合わせください。